

第 I 編 策定の趣旨

いつの時代も子どもは社会の宝であり未来への希望です（長崎県子育て条例前文）。

全国的に少子化が進行する中、次世代を担うこどもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、この法律に基づく本県の行動計画として平成 17 年 3 月に「長崎県次世代育成支援対策行動計画（ながさきこども未来 21）」を策定し、さまざまな施策を推進してきました。

また本県では、平成 20 年 10 月、こどもや子育ての支援について基本的な考え方を定め、県・市町等の役割や県の施策の基本となる事項等を明確にした「長崎県子育て条例」を制定し、その推進のため、平成 22 年 6 月には、「ながさきこども未来 21」の後期計画として「長崎県子育て条例行動計画（平成 22 年度～26 年度）」を、その後、「長崎県子育て条例行動計画（平成 27 年度～31 年度）」、「長崎県子育て条例行動計画（令和 2 年度～6 年度）」を策定し、全庁的な体制で取組を進めてきたところです。

これまでに、本県の合計特殊出生率は、平成 28 年には 1.71 まで回復したものの翌年以降 7 年連続で減少しており、令和 5 年には 1.49 と過去 4 番目に低い数値となっております。人口減少は将来に向けて労働力不足や経済規模の縮小を招き、社会保障やインフラ・行政サービスなどあらゆる経済社会システムの機能を維持できなくなることが懸念され、喫緊の課題となっております。

国においては、2030 年までが少子化トレンドを反転させるラストチャンスとして「こども未来戦略」が策定されており、こうした国の少子化対策と整合性を図りながら、県民が希望通りに結婚、妊娠・出産、子育てできる環境の整備に向けて、包括的な視点で対策を講じてまいります。

また、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化が進む中、子育てに不安や孤立感を感じる方は多く、児童虐待、いじめや不登校、さらにはこどもの貧困、ヤングケアラーなど依然としてこどもと子育て家庭を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

こどもが成長に応じた出会いや体験を通して、自立する力、命の大切さや他人を思いやり尊敬する心を身につけるよう育てること、子育て家庭が幸せを感じるよう、共に手をとりあって具体的に行動することの大切さをうたった長崎県子育て条例を着実に推進することが必要です。

さらに、令和 5 年 4 月に施行された「こども基本法」や、同年 12 月に策定された「こども大綱」の理念に則り、本県においても、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、必要な施策を講じる必要があります。

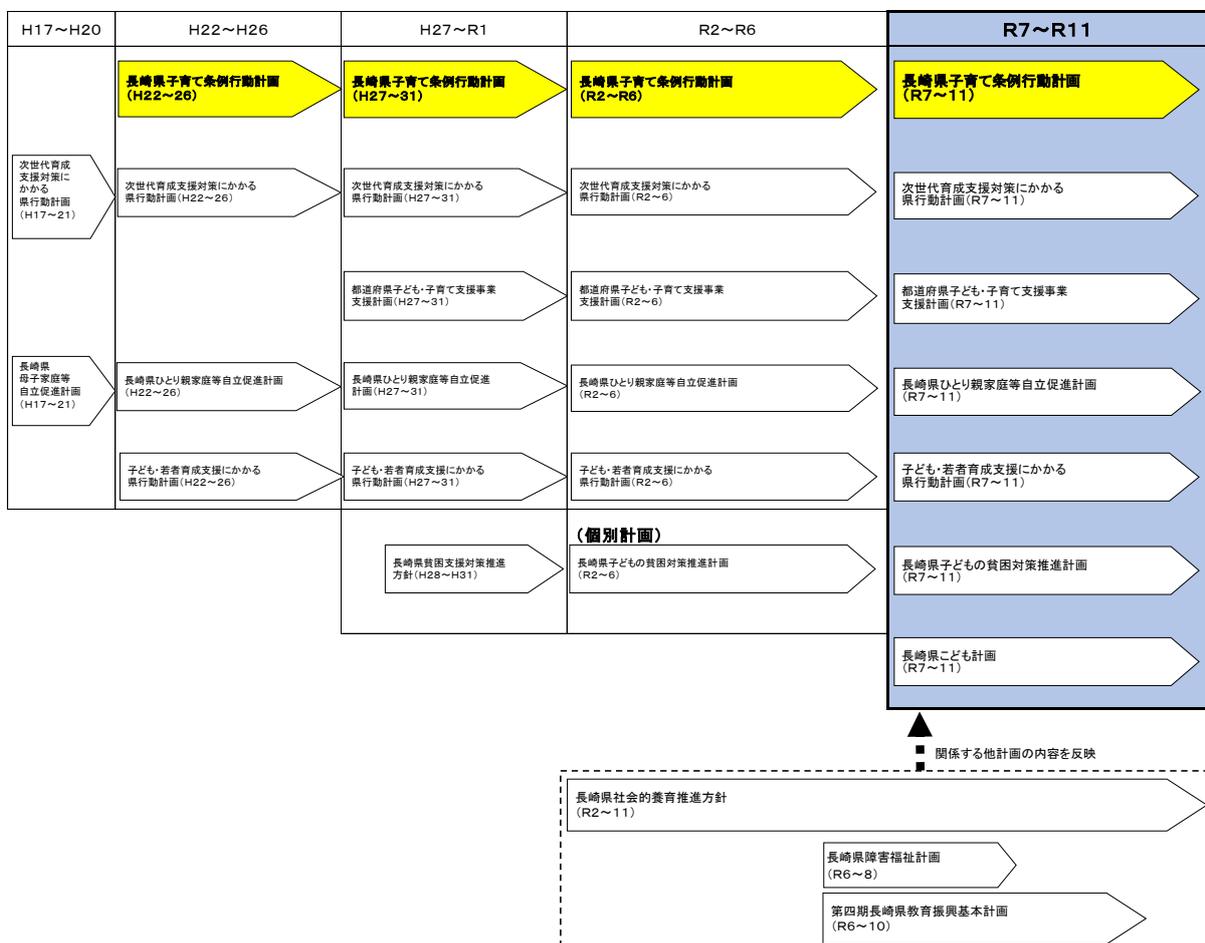
この「長崎県子育て条例行動計画（令和 7 年度～令和 11 年度）」は、前「長崎県子育て条例行動計画」の計画期間終了に伴い、これまでの取組と、こどもと子育て家庭を取り巻く社会の動向を踏まえ、改めて「長崎県子育て条例」が目指す、県民総ぐるみで、長崎県の次代を担うこどもが夢と希望を持って健やかに成長できる環境を整備し、安心してこどもを生み育てることができる社会の実現のため策定するものです。

第Ⅱ編 計画の性格

この計画は、前「長崎県子育て条例行動計画」の後継計画として「長崎県子育て条例」に関する取組を総合的かつ計画的に進めるため、施策の方向性を明示するものです。

また、「子ども・子育て支援法」に基づく本県の子ども・子育て支援事業支援計画、「次世代育成支援対策推進法」に基づく次世代育成支援対策にかかる県行動計画及び「子ども・若者育成支援推進法」に基づく子ども・若者育成支援にかかる県行動計画としても位置付けるとともに、この計画の第4章第3節の「ひとり親家庭等の自立支援の推進」は、「長崎県ひとり親家庭等自立促進計画」とします。

さらに、これまで個別計画として策定していた「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく県推進計画、令和5年度に施行された「こども基本法」に基づく県子ども計画を一体的に策定し、各種施策の推進に取り組むこととしています。



・SDGsの理念を踏まえた取組について

SDGs（Sustainable Development Goals）は、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、開発途上国のみならず先進国を含む国際社会全体の目標として、経済・社会・環境の諸問題を統合的に解決することを目指しています。

本県においても、このSDGsの理念を踏まえながら各取組を推進し、県民の皆様が安心して暮らせるような、持続可能なまちづくりと地域活性化を実現していくとともに、国際社会の一員として、SDGsの達成に貢献していくこととしています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



なお、本計画に掲げる施策と特に関連するSDGsの目標は次のとおりです。

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>	 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p>	 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>		

第Ⅲ編 計画期間

この計画は、令和7年度を初年度とし、令和11年度を目標年度とします。

また、毎年度、この計画の進捗状況を公表してまいります。

なお、今後の社会情勢等によるこども・子育てをめぐる環境の変化に応じて、本計画の見直しを行います。

第IV編 こども・子育ての現状

1. 少子化の現状と将来の見通し

全国の出生数は、第一次ベビーブームの昭和24年に約270万人、第二次ベビーブームの昭和48年に約210万人でしたが、平成28年には100万人を割り込み、その後も減少を続け、令和5年には約72.7万人と過去最低の出生数となっています。

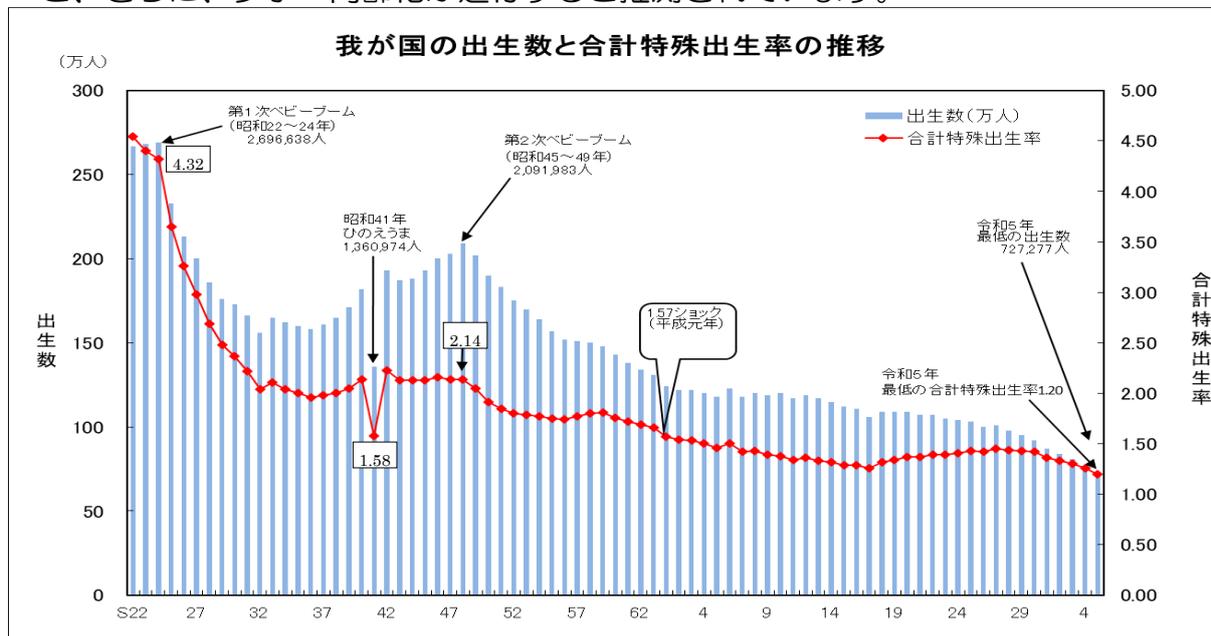
長崎県の出生数は、第一次ベビーブームの昭和24年に61,145人と最高値を示して以降、減少傾向が続いており、第二次ベビーブームの昭和47、48年に若干持ち直したものの、令和5年には7,656人とピーク時の約8分の1となっています。

合計特殊出生率は、全国で第一次ベビーブーム時に4.32、第二次ベビーブーム時に2.14となって以降、低下を続け、平成17年には過去最低である1.26まで落ち込みました。その後、緩やかに回復していましたが、平成28年からは減少が続き、令和5年には過去最低の1.20となるなど、少子化には歯止めがかかっておらず、人口規模が長期的に維持される「人口置換水準（現在は2.07）」を下回る状態が約45年間続いています。

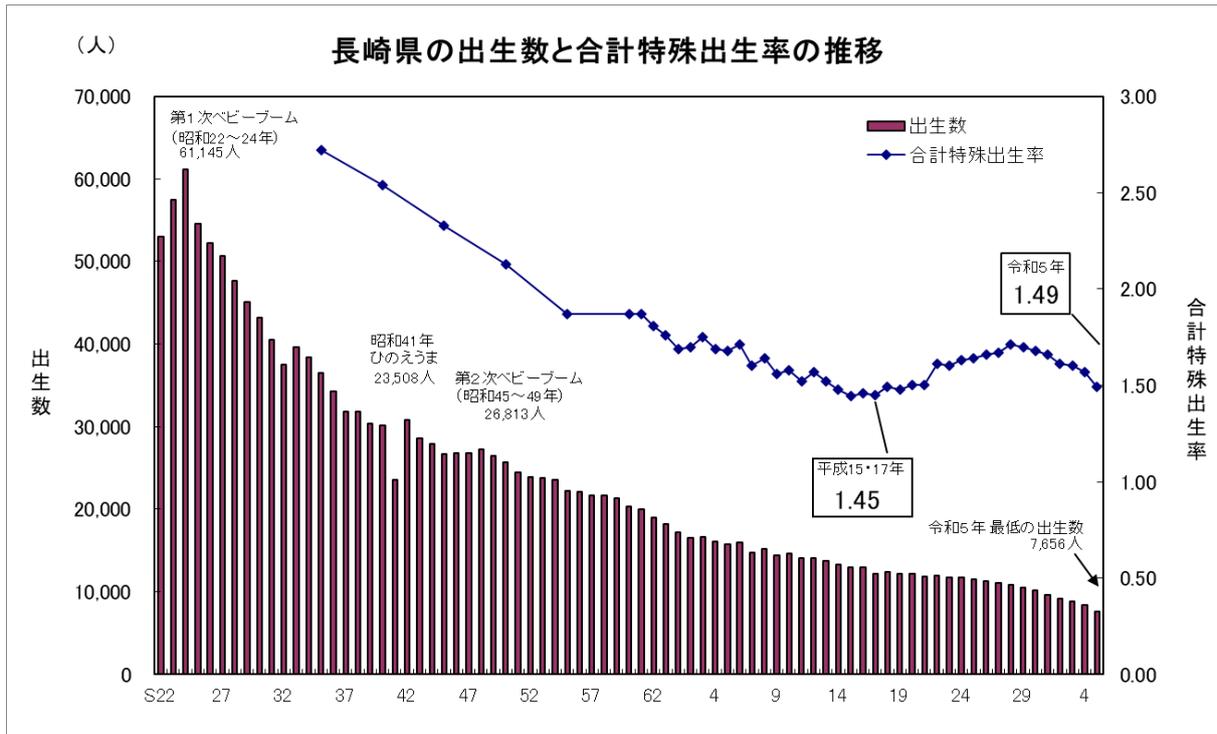
長崎県でも、平成15年と17年に過去最低の1.45となった後、緩やかに上昇し、平成28年には1.71まで回復しましたが、翌年からは減少が続いており、令和5年には1.49となっています。全国に比べれば高い状況ですが、人口置換水準の2.07を大きく下回っているのが現状です。

令和5年に国立社会保障・人口問題研究所が公表した都道府県将来推計人口によると、長崎県の人口は、令和2年の131万人から令和32年には約87万人に減少すると予測されていますが、これは、自然減少に加え、県外へ転出する社会的減少も要因となっています。

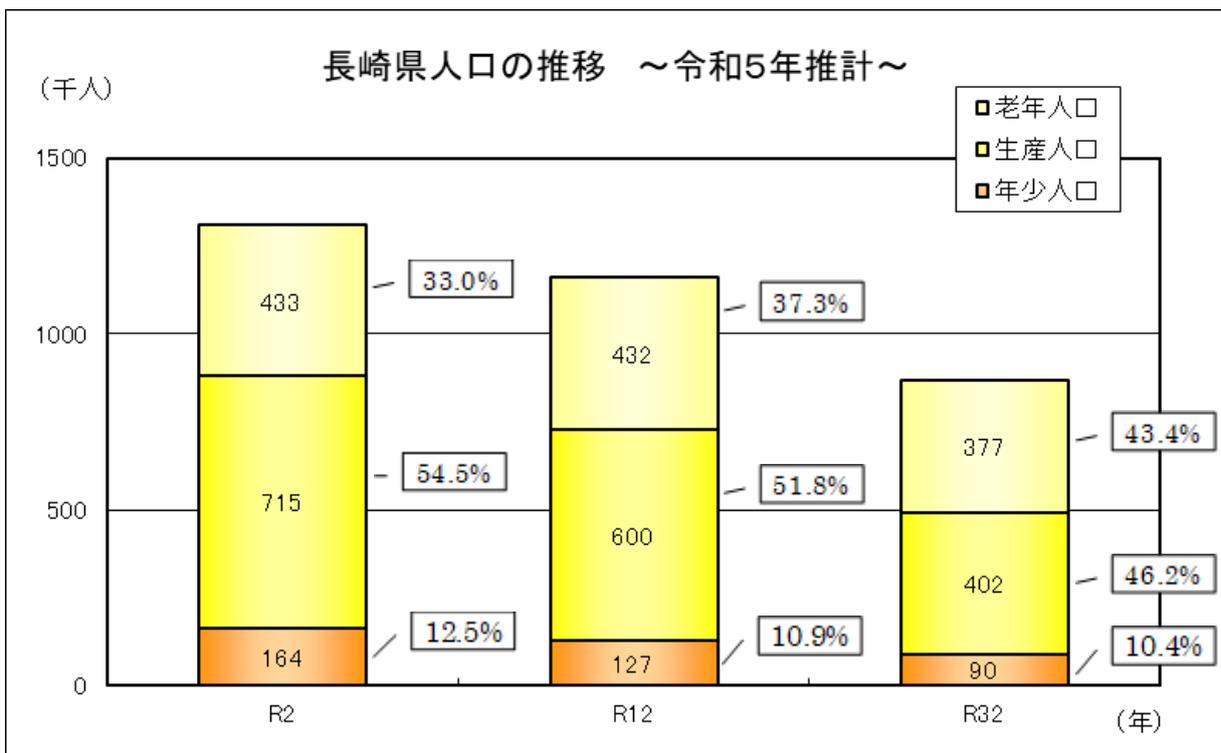
また、年齢別で見ると、令和2年の年少人口比率（15歳未満が総人口に占める割合）は12.5%、老年人口比率（65歳以上が総人口に占める割合）は33.0%となっていますが、令和32年には年少人口比率は10.4%、老年人口比率は43.4%と、さらに、少子・高齢化が進行すると推測されています。



(資料：人口動態統計(厚生労働省))



(資料：人口動態統計 (厚生労働省))



(資料：都道府県の将来推計人口 (国立社会保障・人口問題研究所))

2. 少子化の背景

① 婚姻・出産の状況

本県の未婚率は、25～29歳の女性で昭和55年に28.7%（全国23.9%）だったものが、令和2年には56.6%（全国58.2%）、30～34歳では11.1%（全国9.1%）から33.0%（全国33.6%）へ、男性では25～29歳で昭和55年に51.1%（全国55.1%）だったものが、令和2年には64.3%（全国65.4%）へ、30～34歳では18.2%（全国21.5%）から41.7%（全国43.7%）へと大幅に増加しています。

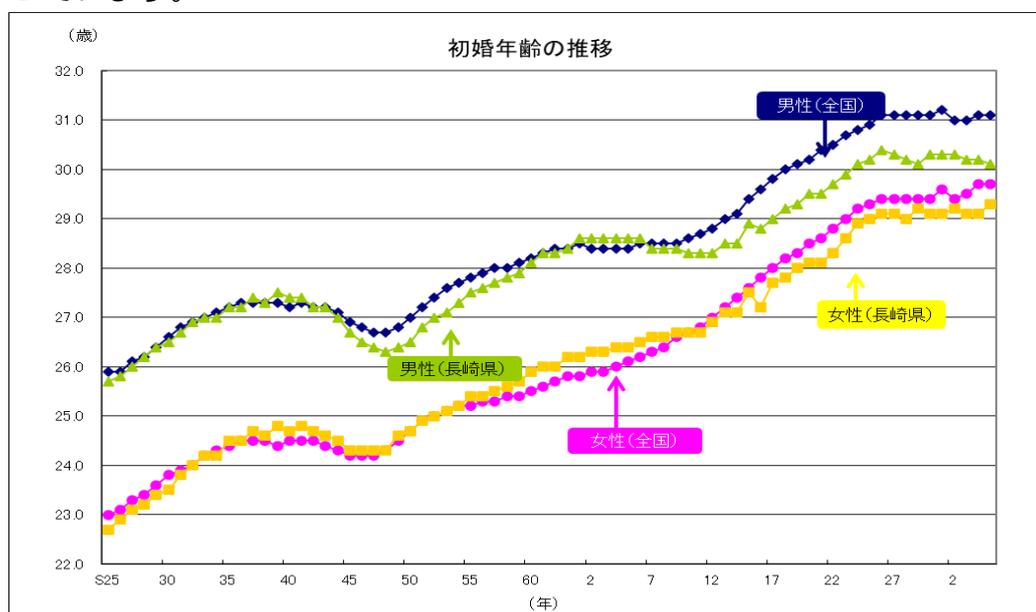
平均初婚年齢は、昭和58年に男性で27.8歳（全国28.0歳）、女性で25.6歳（全国25.4歳）であったのが、令和5年には男性で30.1歳（全国31.1歳）、女性で29.3歳（全国29.7歳）となっており、全国平均と同様に高止まりが続いています。

また、晩婚化に伴い、出産したときの母親の平均年齢も遅くなるという晩産化の傾向もあらわれており、平成10年の第1子出産時が27.6歳（全国27.8歳）であったのが、令和5年には29.9歳（全国31.0歳）となっています。

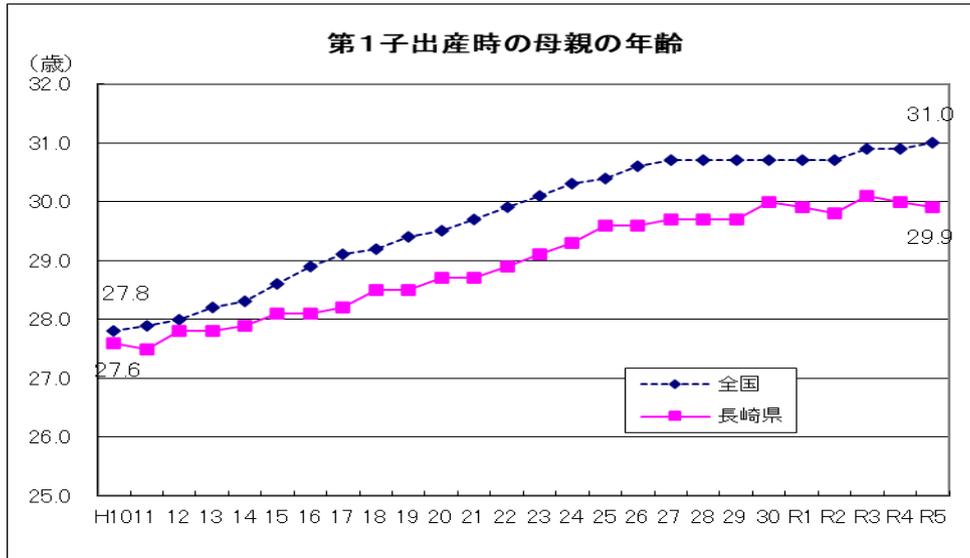
「長崎県の少子化に関する県民アンケート調査」（令和6年2月～3月）によると、独身者の結婚への意向は、「ある程度の年齢までには結婚するつもり」が24.5%（平成31年の前回調査では26.4%）、「どちらともいえない（理想の相手が見つかるまでは結婚しなくてもかまわない）」が40.8%（同45.6%）、「一生結婚するつもりはない」が31.0%（同17.0%）でした。

結婚する意思是、男女とも約7割弱ですが、前回（平成31年）の調査と比較すると、「ある程度の年齢までには結婚するつもり」が1.9ポイント低くなるとともに「一生結婚するつもりはない」が14.0ポイント高くなるなど、結婚する意思が低下しており、前々回（平成25年）調査時には「一生結婚するつもりはない」が10.7%であったことから、一生結婚しない考えは10年間で20.3ポイント上昇するなど、その傾向は顕著となっています。

また、独身である理由については、「適当な相手にめぐりあわない」が34.1%、「必要性を感じない」が27.0%、「自由や気楽さを失いたくない」が23.7%などとなっています。



(資料：人口動態統計（厚生労働省）)



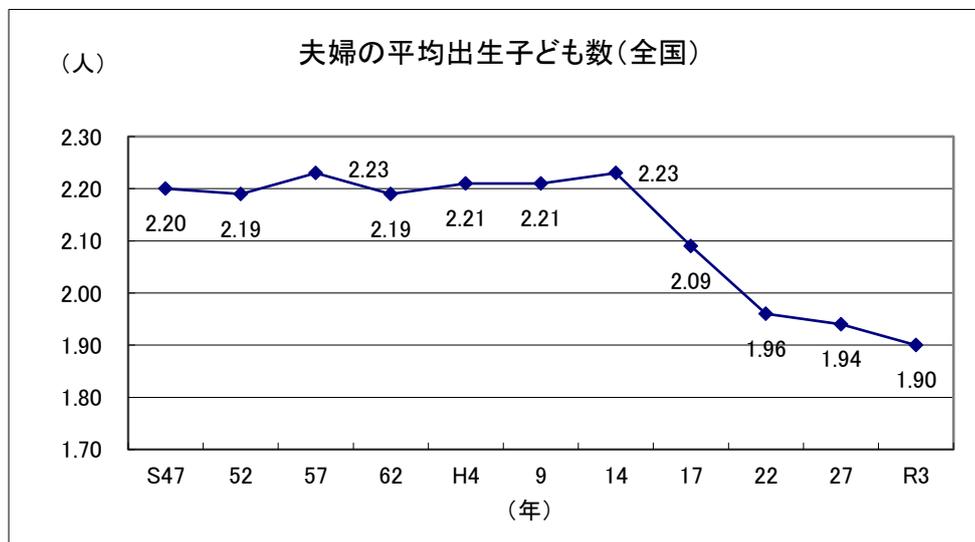
(資料：人口動態統計 (厚生労働省))

② 夫婦の出生力

全国の夫婦の平均出生子ども数については、昭和47年調査の2.20人から平成14年の2.23人まで、30年間にわたって同水準で安定していましたが、平成17年に2.09人となり、平成22年には1.96人と2人を割り込んだ後、令和3年には1.9人まで減少しています。

また、「長崎県の少子化に関する県民アンケート」(令和6年2～3月)によると、こどもを持っている人の「理想のこどもの数」は、平均2.39人で、「実際に持つことを考えているこどもの数」は、平均2.02人であり、「実際に持つことを考えているこどもの数」は、「理想のこどもの数」より0.37人下回っています。なお、前回(令和元年)の調査結果と比較すると、「理想のこどもの数」は前回2.74人を0.35人下回り、「実際に持つことを考えているこどもの数」は前回2.32人を0.3人下回っています。

理想より実際に持つことを考えているこどもの数が少ない理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が53.1%、「高年齢でこどもを持つことを避けたいから」が27.4%、「ほしいけれどもできないから」が24.0%などとなっています。

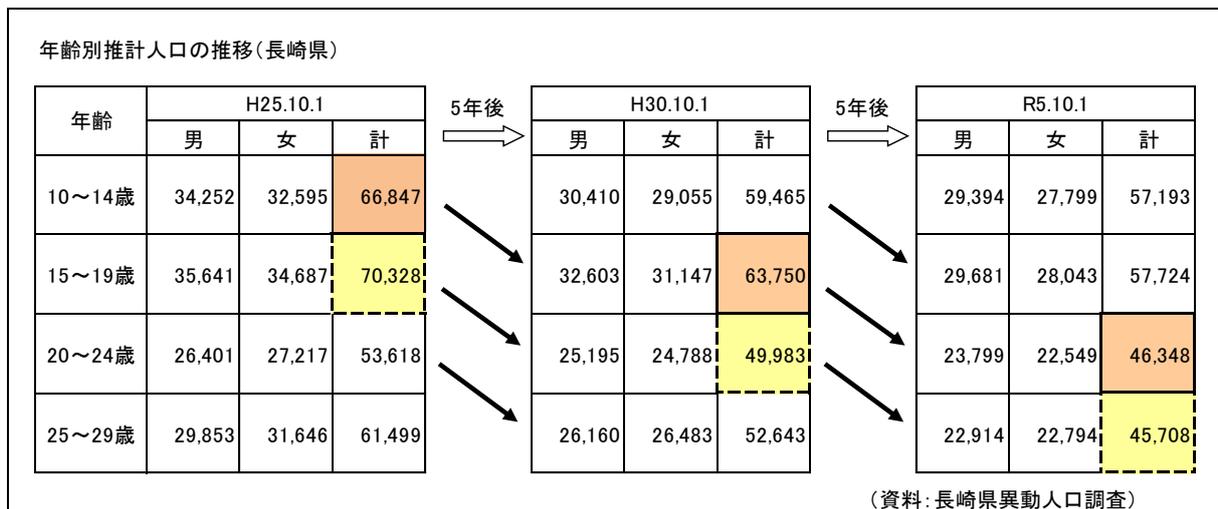


(資料：出生動向基本調査 (国立社会保障・人口問題研究所))

③ 人口の流出

長崎県の5歳ごとの人口の増減を見てみると、平成30年から令和5年までの5年間に、15～24歳の層が減少しており、進学や就職の際に、県内の若者が県外に流出していることがうかがえます。

20歳前後で多くの人口が流出してしまうことで、県内で結婚、出産する人口が減少し、出生数の減少を招いていると考えられます。



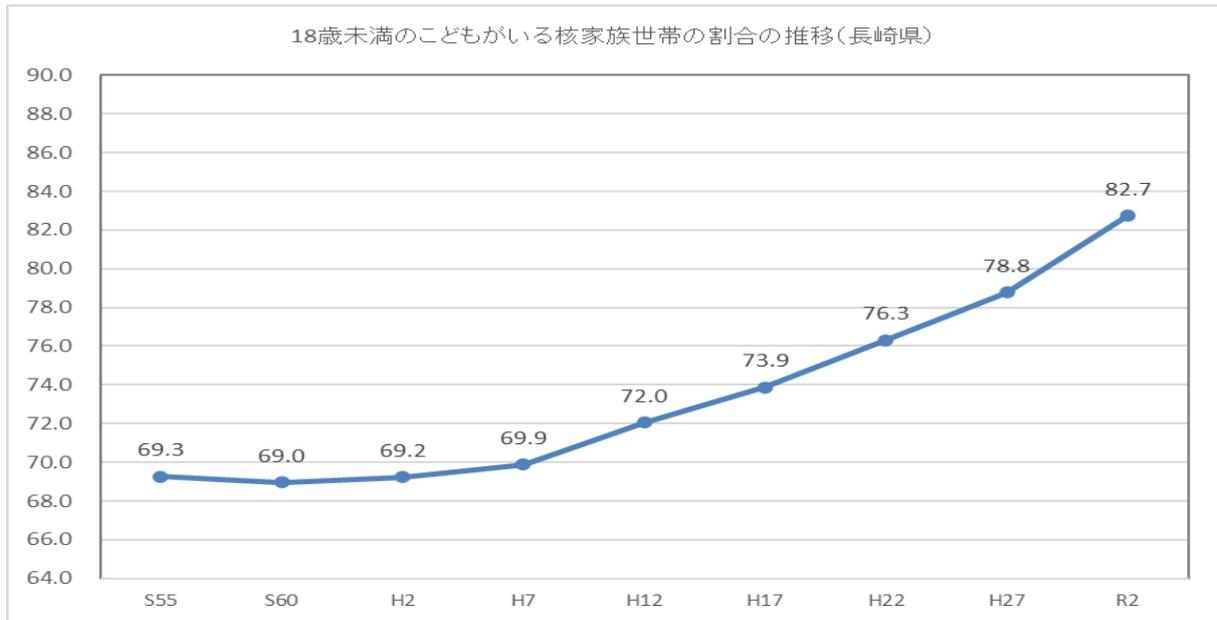
3. 少子化が与える影響

① 家族の形態の変容

令和2年の「国勢調査」によると、本県の一般世帯人員は1,259,784人、一般世帯数は556,130世帯で、一世帯当たりの人員は2.27人となっています。平成12年と比較すると、一般世帯人員は1,472,855人から14.5%減少し、世帯数は542,985世帯から2.4%増加しており、一世帯当たり世帯人員数は2.71人から0.44人少なくなっています。これは、単身世帯や夫婦のみの世帯が増えたことによるものです。

また、世帯を家族類型別にみると、18歳未満のこどもがいる世帯のうち、核家族世帯の割合は、平成12年の72.0%から令和2年には82.7%と10.7%増加しています。

核家族化が進行し、地域社会における人間関係の希薄化とあいまって、子育て家庭の孤立化と子育てに対する負担感・不安感が増大しているものと考えられます。



(資料:国勢調査(総務省))

② 子ども同士の交流の機会の減少

こどもの数が減少すると、子ども同士、特に年齢の違う子どもたちや赤ちゃんとの交流の機会の減少、親の過保護や過干渉などにより、こどもの社会性が育まれにくくなるなど、こどもの健やかな成長への影響が懸念されます。

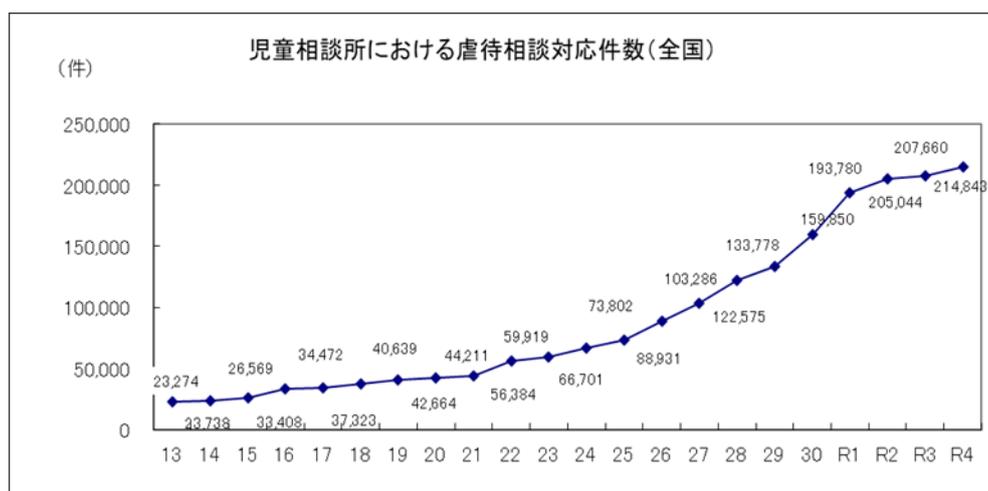
4. こどもを取り巻く状況

① 児童虐待の状況

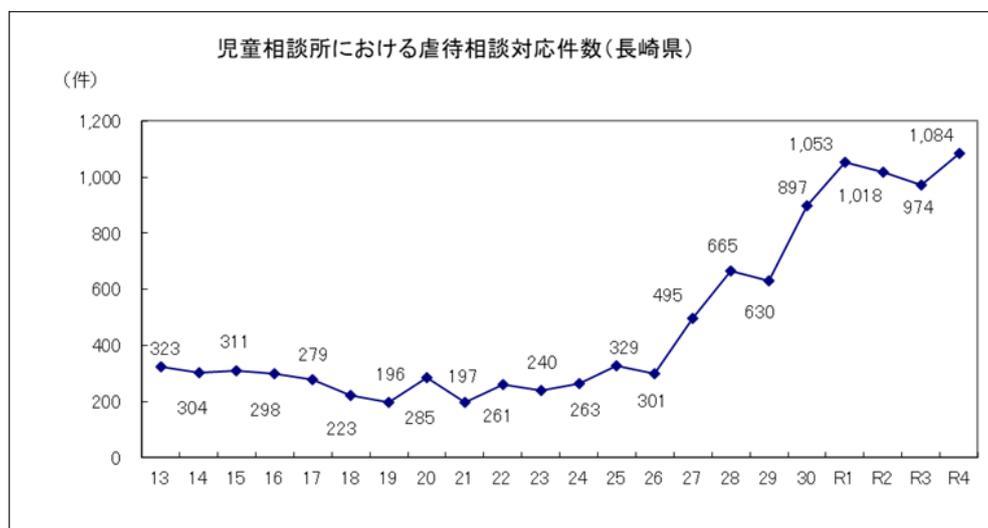
近年、少子化や核家族化の進行等に伴い、家族や地域の養育力の低下とともに、虐待や非行等さまざまな問題が顕在化しています。とりわけ、児童虐待は、全国的に児童相談所における相談対応件数が増加する中、虐待による死亡事例も発生するなど大きな社会問題となっています。

また、児童虐待は、こどもの健全な成長、発達を阻害し、こどもの心身に長期にわたり深刻な影響を与えることになるため、早期発見が重要であるとともに、社会全体で取り組んでいく必要があります。

本県の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、平成12年に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されたことに伴い、急激に増加しました。その後、平成17年度から市町が児童家庭相談の窓口となり、相談先が増えたことで、年により増減を繰り返していましたが、平成26年度以降は増加傾向で推移し、令和4年度は前年度に比べ11.3%の増加となり、統計を取り始めた平成2年以降最高となりました。



(資料:児童相談所における児童虐待相談対応件数とその推移(こども家庭庁))



(資料:長崎県こども家庭課調べ)

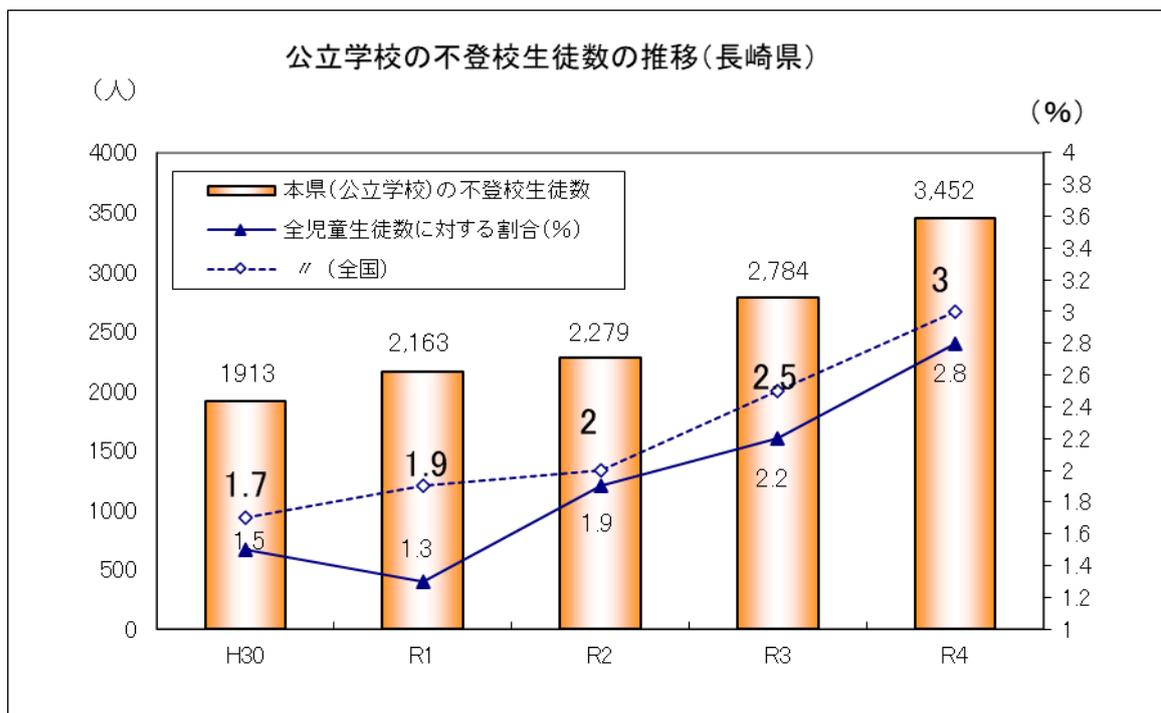
② いじめ・不登校の状況

いじめについては、こども・家庭・学校等それぞれの要因が複雑に絡み合っており、全国でもいじめを苦にして自ら命を絶つ事例が相次ぐなど、大きな社会問題となっています。また、不登校については、本県でも全国と同様に増加傾向にあることから、教育相談体制を整備するなど最重要課題として取り組んでいます。

「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)では、本県における公立学校のいじめの件数は1,953件であり、いじめの問題については、すべての学校の教職員が、「いじめはどの学校にでも起こりうる」という認識の下、日頃から児童生徒の理解に努め、未然防止、早期発見・解決に向けて一層取り組むことが必要です。

また、本県の不登校児童生徒数は3,452名であり、前年の令和3年から668名増加(うち公立小中学校全体では622名増加、公立高等学校では46名増加)しています。

なお、全児童生徒に対する不登校児童生徒数の割合は、全国平均3.0に対して本県は2.8でした。



(資料：令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査(文部科学省))

③ こどもの貧困の状況

令和5年度に実施した「長崎県子どもの生活に関する実態調査」では、算出された所得階層を分ける値(こどもの貧困線)は112.5万円であり、国民生活基礎調査(令和4年調査)の127万円とは、調査対象、世帯所得の把握の方法等が異なるため、正確に比較は出来ませんが、県民所得と同様に(112.5万円/127万円=88.5%、2,571千円(県民所得)/3,155千円(国民所得)=81.5%)本県は全国を大きく下回っています。

現在の暮らしの状況について、全体の約4割の世帯が「大変苦しい」「やや苦しい」と感じており、特に、経済的に厳しい貧困線を下回る所得階層では、その割合が約7割にもものぼり、家計の状況としても「赤字であり、借金をして生活している」と「赤字であり、貯蓄を取り崩している」を合わせると赤字の家計は約5割にも達しています。

保護者の収入や家族形態により、こどもの規則的な生活習慣や、学習機会、理解度、向上心や自己肯定感などに差が生じており、特にこどもが希望する学校段階(学歴)の差となって現れています。

こどもの現在及び将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、こどもの貧困対策は極めて重要です。

●家庭環境によりこどもが希望する学校段階(学歴)に影響が見られる

- ・こどもが進学を希望する学校段階は、所得階層や家族形態により割合に差が生じており、保護者が期待するこどもの学校段階がほぼ一致している。

(こどもが希望する進学先：①大学②高校)

I層①47.5%②28.2%、II層①30.6%②40.3%、A層①37.9%②34.4%、B層①46.8%②28.9%

(保護者が期待する進学先：①大学②高校)

I層①50.8%②20.8%、II層①29.3%②38.1%、A層①37.4%②30.2%、B層①46.8%②21.8%

I層：貧困線を上回る世帯、II層：貧困線を下回る世帯、A層：ひとり親世帯、B層：非ひとり親世帯

(資料：令和5年度長崎県子どもの生活に関する実態調査)

④ こどものインターネット等利用の状況

社会の情報化が進展する中、こどもが情報活用能力を身に付け、情報を適切に取捨選択して利用するとともに、インターネットによる情報発信を適切に行うことができるようにすることが重要な課題となっています。また、こどものインターネット利用の低年齢化が進む中、こどもの健やかな成長を著しく阻害する有害情報も氾濫し、犯罪被害につながるといった重大な問題も起きています。

令和5年度青少年のインターネット利用環境実態調査(内閣府)によると、青少年のインターネット利用状況は98.7%、学校種別に見ると、小学生98.2%、中学生98.6%、高校生99.6%となっており、ほとんどの青少年がインターネットを利用しているだけでなく、利用の低年齢化も進んでいます。インターネットの利用は、青少年の生活スタイルに欠かせないものとなっています。

本県の、令和5年度の児童生徒の携帯電話(含スマートフォン)の利用状況についての調査では、公立の小学生の40.1%、中学生の76.5%、高校生の97.7%が携帯電話を所持しています。小学生、中学生、高校生のすべてで所持率が増加しており、誰もが手軽にインターネットを利用できる環境です。

世界保健機構(WHO)が国際疾病として正式に認証した、ネットゲームなどに過度に依存する「ゲーム障害」の増加や、電子メディア利用の低年齢化の進行など予断を許さない状況が続いています。

警察庁が発表した「SNSに起因する被害児童の現状」によると、令和5年中のSNSに起因する被害児童数は、全国1,665人(前年比-67人)本県20人(前

年比±0人)であり、SNSを媒介とした被害件数は、全国的にも増加傾向であり、特に小学生のSNS等を起因とした事犯の被害者数は、10年前の約3倍となっていることから、喫緊の課題として捉えていく必要があります。

⑤本県のこどもの状況

近年、児童虐待や不登校、自殺者数の増加に加え、コロナ禍が追い打ちをかけるように地域のつながりの希薄化や集団活動や体験活動の減少が進行するなど、こどもを取り巻く環境が大きく変化しています。

我が国のこども・若者の自己肯定感や幸福度は諸外国に比べて低い状況にあり、内閣府の調査によると「自分に満足している」こども・若者の割合は半数を下回っています。全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会(ウェルビーイングの向上)を目指していくことが求められています。

また、居場所がないことは孤独・孤立と深く関わっており、こどもが生きていく上で居場所があることは不可欠となっています。

令和6年に実施した本県のこどもアンケートにおいて、「自宅や学校以外で放課後に過ごすことができる居場所がある」と回答したこどもの割合は80%でしたが、身近にあると回答したこどもは48%程度に留まっています。

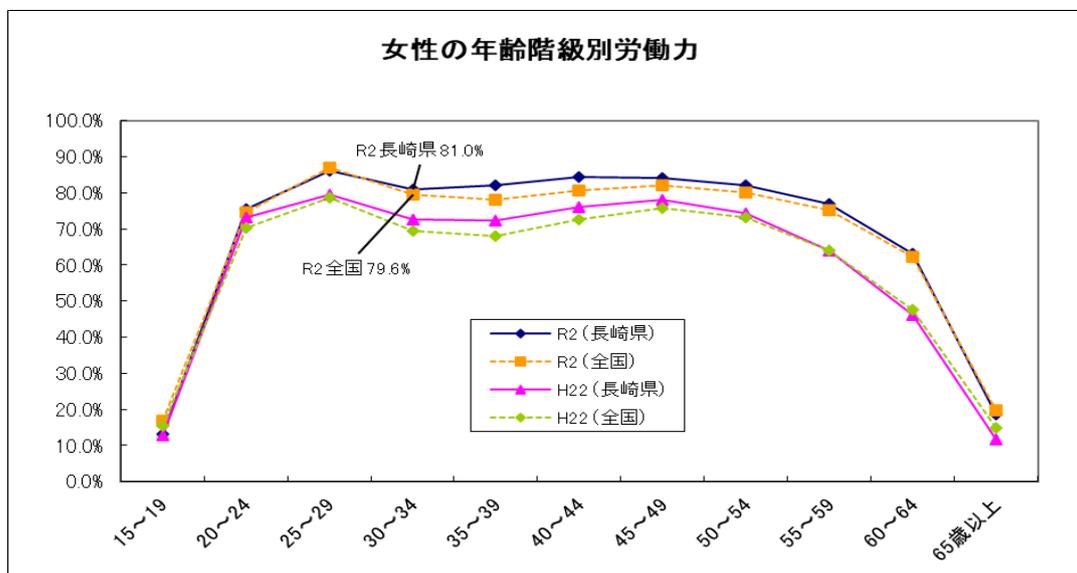
本県におけるこども・若者の自己肯定感、自己有用感の向上のため、課題を分析し対策を講じていく必要があります。

⑥女性の就業状況

令和2年の国勢調査により女性の労働力率(15歳以上人口に占める就業者数及び完全失業者数の割合)を年齢階級別に見ると、30~34歳を底とするいわゆるM字カーブを描いており、出産・育児期に仕事を辞める人が多いことを示していますが、平成22年と比較すると、この曲線の谷が浅くなっています。

また、この層の本県の労働力率は81.0%で、全国平均の79.6%より高くなっています。

なお、「男女共同参画社会に向けての県民意識調査(令和2年度)」によると、就労をしていない女性のうち今後働きたいと考える方が、30歳代では約9割、40歳代では約6割いることがわかります。

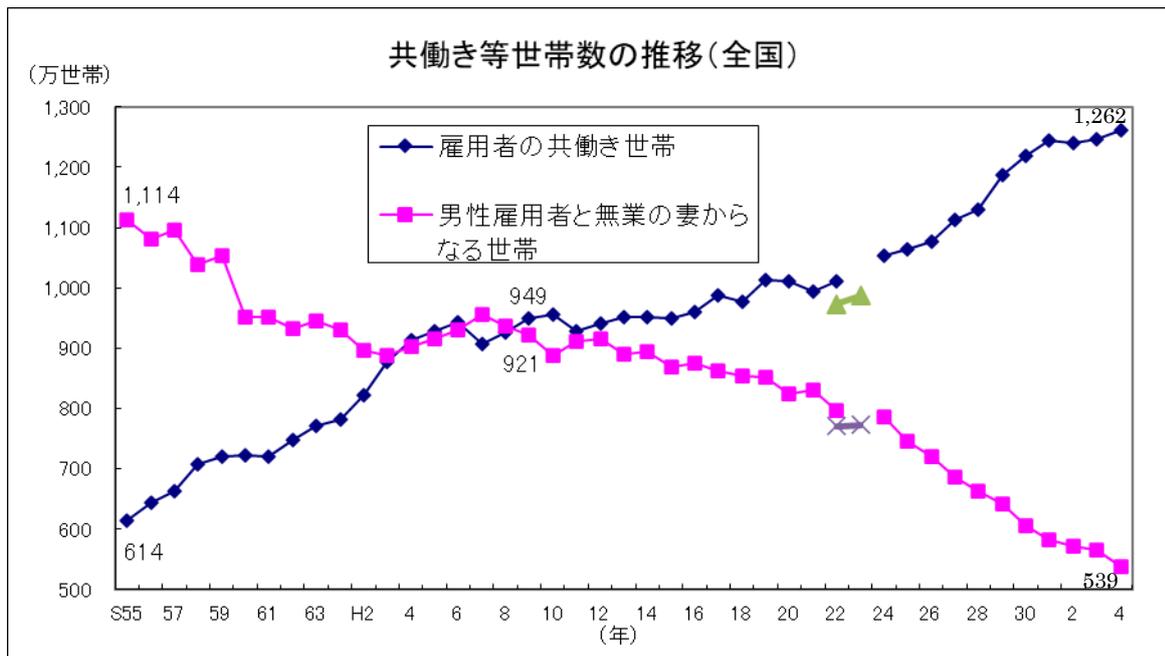


(資料：国勢調査(総務省))

⑦ ライフスタイルの変化

平成9年以降、共働き世帯（夫婦ともに非農林業雇用者の世帯）が、専業主婦世帯（夫が非農林業雇用者で妻が非就業者の世帯）数を上回り、その後も増加傾向が続いています。令和4年の内閣府の「男女共同参画社会に関する世論調査」によると、「子どもができてずっと職業を続けたほうが良い」と考える人は59.5%で、女性のみを見ても61.3%と、男性の57.4%よりも高くなっています。また、第1子出産後も継続して就業する女性は5割を超えています。

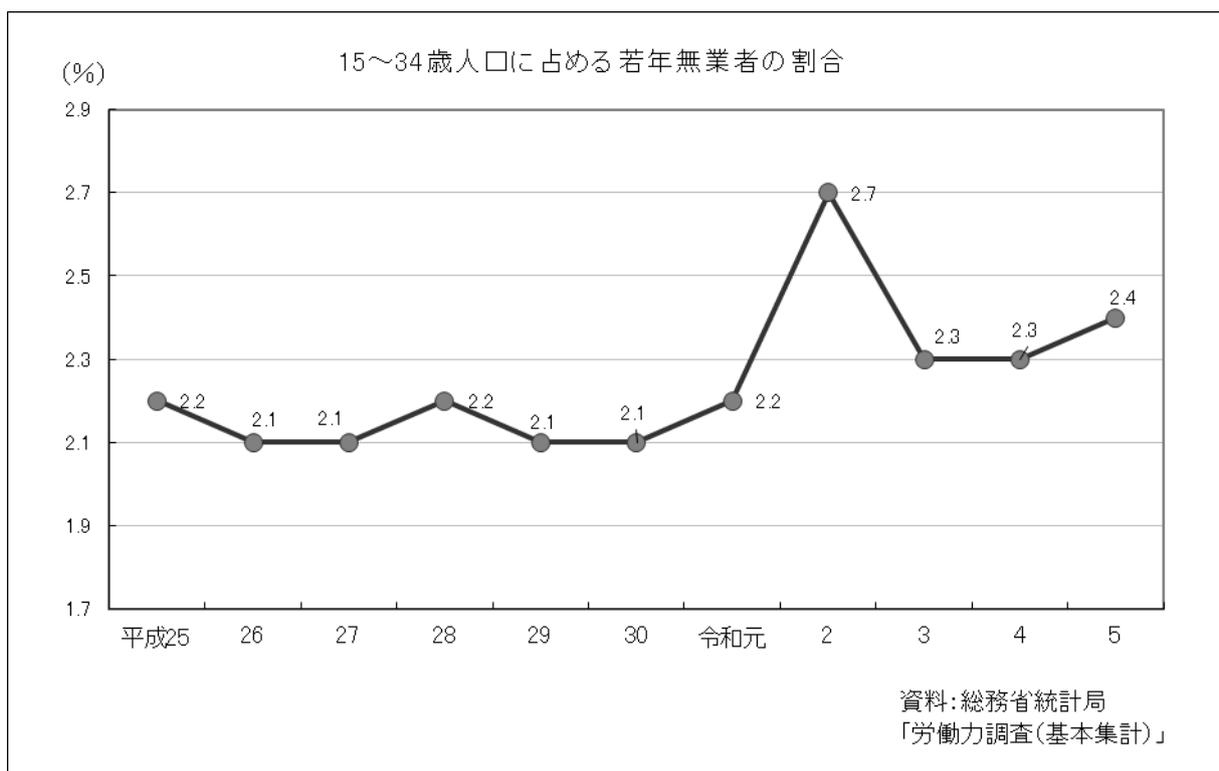
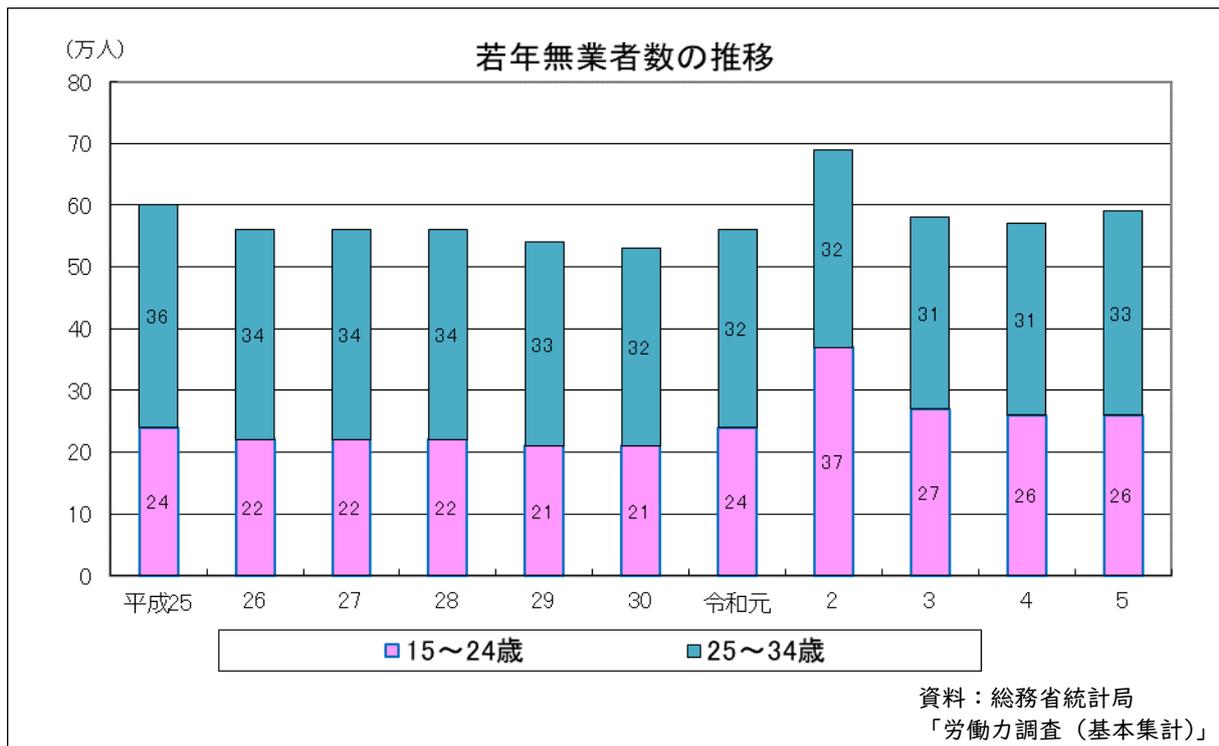
一方で、家庭生活においては、家事や育児等といった家庭的負担が、依然として女性に偏っているため、男性の家事・育児等への参画拡大が求められています。



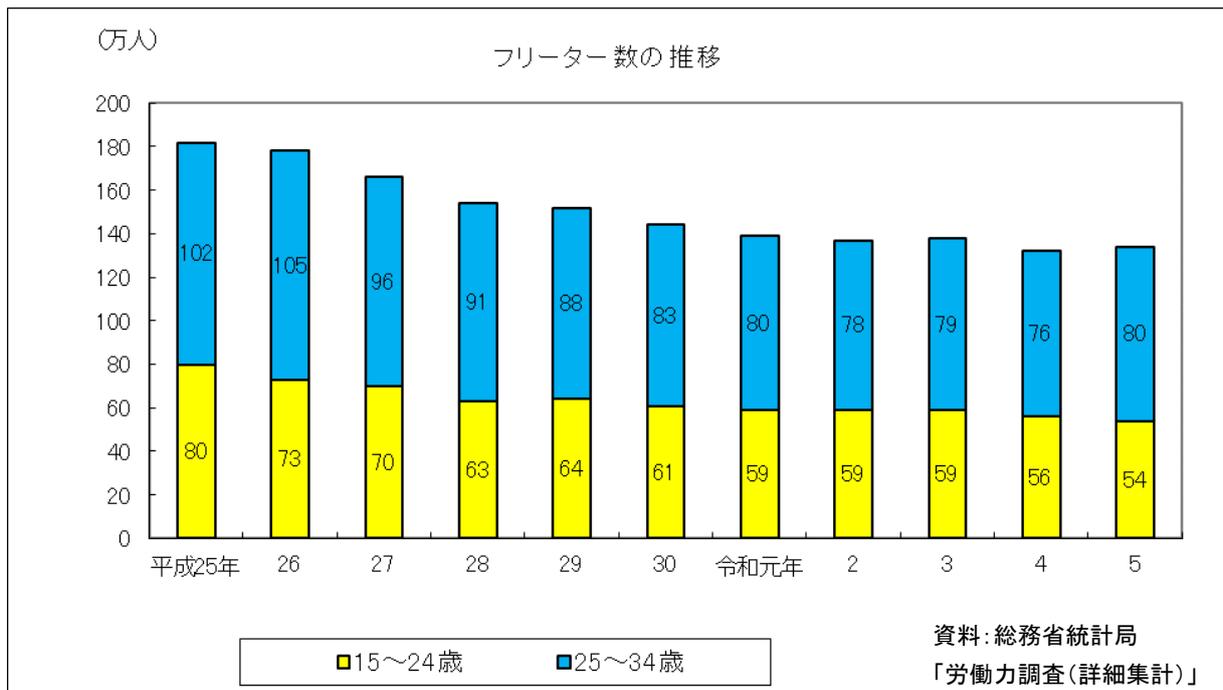
(資料：「厚生労働白書（令和5年度版）」)

⑧ 若年者の就業状況

総務省の「労働力調査」によると、全国でニート（15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない非就業者）の状態にある若者は、令和5年には59万人となっています。15歳～34歳人口に占める割合は2.4%で、令和2年度の高い水準からは低下したものの、上昇傾向で推移しています。



フリーター（学生と既婚女性を除く 15～34 歳のうち、パート・アルバイト（派遣等を含む）及び働く意志のある無職の者）の数は、平成 26 年以降、減少傾向にあり、令和 5 年では 134 万人となっています。年齢階級別に見ると、25～34 歳のフリーター数が全体の 6 割近くを占めています。



5. 子育て支援対策のこれまでの主な取組

県では、令和2年3月に策定した前「長崎県子育て条例行動計画」に基づき、子育て環境の整備を進めてきました。

56項目の数値目標のうち、令和5年度末までに既に目標を達成しているものは、「放課後児童クラブの設置数」、「スクールカウンセラーの配置校数」、「ココロねっこ運動登録団体数」など28項目です。

今後も取組が必要と思われる項目については、本計画においても、引き続き数値目標の達成に向け取り組んでいきます。

第V編 施策体系

【基本理念】

県民総ぐるみの子育て支援

【めざすもの】

こどもが夢と希望を持って健やかに成長できる環境の整備

安心してこどもを生き育てることのできる社会の実現

【基本的な考え方】

- こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有するとともに、こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- 個性や多様性が尊重され、こどもが自己肯定感を高め、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる社会をつくる。
- 様々な遊びや学び、体験等の機会を提供し、こどもの生きる力をはぐくむ。
- 夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、こどもが伸び伸びとチャレンジでき、将来を切り開くことができる社会をつくる。
- こどもの健やかな育ちを支えるため、セーフティーネットを構築し、教育の機会や生活を守る。
- 保護者の子育て力を高め、子育て家庭に切れ目のない支援を行う。
- 地域のこどもをしっかりと育てる地域力を高める。
- 仕事と生活の調和（ワークライフ・バランス）により、家庭生活や余暇などを豊かにする。そして、家族のふれあいや安定した生活に希望を持ち、結婚・出産を望む人が、決断できる社会をつくる。

第Ⅵ編 基本施策及び施策の方向

1 こどもまんなか社会の実現

① こども・若者の社会参画・意見反映

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現するためには、第一にこども・若者自身の視点とその意見を尊重することが必要です。こども・若者が意見を表明し、社会に参画する機会を確保するとともに、県の施策にもその意見を反映する仕組みづくりを行います。

また、社会全体でこども・若者が権利の主体であることを共有するための普及啓発に取り組みます。

2 妊娠・出産の支援

① 妊娠・出産期における支援

② 不妊治療対策の充実

近年、晩婚化等を背景として、妊娠・出産・育児にかかる医療体制の重要性はますます高まっており、また、地域のつながりの希薄化や核家族化の進行により、妊産婦が周囲の人に相談しづらく、孤立感や負担感を抱える状況が増えています。

誰もが安心して安全に出産するための周産期の医療体制及び相談・支援体制を整備し、不妊治療対策の充実を図ります。

3 こどもや子育て家庭への支援

① こどもの成長に応じた支援

② こどもの健やかな育ちへの支援

③ 家庭・地域・学校等の連携によるこどもの育成

すべてのこどもや子育て家庭に対して、こどもの成長に応じて、地域や学校等が支えるしくみを確立し、また、こどもが安心できる居場所や多様な体験の場・機会を提供することで、こどもたちが、自分の将来に見通しをもち、自立した社会人となるよう育てる社会をつくります。

また、医療や保健、食育など、こどもの健やかな育ちを支援するとともに、家庭や地域の養（教）育力を向上させ、きめ細かな支援を行うための施策や、子育て家庭に対する経済的な支援を実施します。

4 仕事と生活が調和する社会の実現

① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

③ 結婚、妊娠・出産、子育ての希望が叶う社会の実現

価値観・ライフスタイルが多様化する中で、子育てに限らない家庭生活における様々なニーズや、地域社会での活動等との両立が可能となるような柔軟で多様な働き方の普及が求められています。また、今も根強い固定的な性別役割分担意識や社会全体の意識を変えていくことなどが課題とされています。

子育てしづらい社会環境や職場環境を改善し、仕事や子育て、介護、自己啓発、地域活動など様々な活動を自分の希望するバランスで展開できる「仕事と生活の調和」の実現を図るため、企業における取組の推進や、男女が共に家事や育児を行うことの意識啓発等に取り組めます。

5 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援

① いじめ・不登校、児童虐待防止対策等の推進

② 障害児施策の充実

③ ひとり親家庭等の自立支援の推進

④ 子どもの貧困対策

社会的な問題ともなっている児童虐待やいじめ・不登校、障害のある子ども、ひとり親家庭、貧困の状況にある子どもなどに対し、それぞれの状況に応じて、専門機関や地域における支援体制を充実させ、きめ細かな支援を実施します。

6 安全・安心な子育ての環境づくり

① 子どもを取り巻く有害環境対策及びインターネット・電子メディア環境改善の推進

② 子ども等の安全の確保

③ 子育てを支援する生活環境の整備

子どもによるインターネットや電子メディアの利用は、近年、低年齢・長時間化の傾向にあり、様々なリスクを孕んでいます。また、住宅や道路、公園などの生活環境や、交通事故や犯罪など、子どもが育つ上で注意を払うべき課題もあります。

子どもの健やかな育ちを支えるため、保護者等だけでなく、子ども自身がネットトラブル等から身を守るための知識を習得する機会を提供するとともに、有害環境を浄化し、生活環境整備や交通安全、防犯など、安全・安心な環境づくりを進めます。

7 県民総ぐるみの子育て支援

① 社会全体で子育てを応援する機運の醸成

② ココロねっこ運動の推進

③ 家庭の日の普及

社会の宝である子どもは、家庭だけでなく、地域全体で育てていかなければなりません。「誰かが」ではなく、「みんなで」子どもと子育て家庭を支えるという意識と取組が必要です。

「ココロねっこ運動」の取組や「家庭の日」の取組を推進し、県民総ぐるみの子育て支援に取り組みます。

8 こどもの心と命を守るための取組

① 関係機関の連携強化

② 特別な配慮が必要な子どもへの支援

平成26年7月、佐世保市内の県立高等学校1年の女子生徒が同級生の女子生徒に殺害されるという大変痛ましい事件が発生しました。

この様な悲劇が繰り返されないよう、再発防止のための取組が重要であることから、児童相談所、市町、学校、警察、医療機関等の関係機関による連携強化、特別な配慮が必要な子どもへの支援等を実施します。